

不利益想起型の同調圧力が作用する際の 公共受容の構造:否定的圧力の場合

東北工業大学 青木 俊明*¹
松下産業(株) 荒砥 真也*²
遠藤商事(株) 塩野 政徳*³

By Toshiaki AOKI, Shinya ARATO, and Masanori SHIONO

公共事業の合意形成では、周囲の他者の意向が自己の態度形成に強く関与することがある。特に、地方部では、強いコミュニティが残っている地域も多く、この傾向は強まると思われる。一般に、交渉においては、その過程の公正さが重要であることが報告されているが、他者の意向の影響を取り込んだ検討は十分には行われていない。そこで、本稿では、不利益を想起させる同調圧力が、行政担当者から示される場合を想定し、市民の態度形成の仕組みについて検討を行った。東北工業大学の学生を対象にシナリオを用いた心理実験を行ったところ、次のような知見を得た。すなわち、1) 周囲の人の反対を相手に伝えた場合には、同調圧力が生じる一方で手続き的公正さの評価が高まる。2) 周囲の反対とそれによる不利益受忍の可能性が知覚された場合には、自己利益保護の観点から賛否態度が形成される傾向が示唆された。このとき、手続きの公正さは重要な態度形成要因ではないことも示唆された。3) 周囲の人の反対が知覚されない場合には、自己利益感と手続きの公正さに基づいて態度が形成されることが改めて確認された。

【キーワード】手続き的公正、集団合意形成、公共受容

1. はじめに

現在、多くの公共事業で市民参加が行われている。そのため、市民参加方式はもはや標準的な事業実施方法になりつつあると言っても過言ではあるまい。

しかし、市民参加方式の普及によって現場が困惑している場合も少なくない。なぜならば、市民参加方式に関する経験の少なさゆえに、市民との合意形成は暗中模索の作業になりやすいからである。中には、個人的なノウハウによって、円滑に合意形成が進められている例もあるが、多くの現場担当者は乏しい知識や情報の中で努力しているものと察する。

このような状況を改善し、市民と行政の双方が満足できるように協議を進めるためには、市民が賛否態度を形成する仕組みを理解する必要がある。

一般に、公共事業は地域に大きな影響を与える。

そのため、最終的な条件交渉は世帯単位で行われるものの、ある程度までは地域を対象に、集団状況の中で協議が行われることが多いと思われる。このとき、集団状況では集団内の多数派の意向に従うように、同調圧力が生じる¹⁾。この傾向は凝集性の高い集団に強く見受けられる。例えば、コミュニティが強く残っている農山村では周囲の動向に自己の意見を合わせる傾向が強いと思われる。従って、集団またはそれに準ずる状況の中で合意形成を行う際には、同調圧力の影響を十分に考慮する必要がある。なお、本稿では、同調圧力を「所属集団に関わる意志決定の際に、周囲の意見と同調させるように作用する心理的圧力」と定義する。

これまで、集団的な状況における合意形成については若干の報告はあるが、同調圧力を明示的に考慮

*1 建設システム工学科 022-305-3507 shunmei@tohtech.ac.jp

*2 松下産業 仙台支店 022-304-0375

*3 遠藤商事 023-631-1331

したものは少ない。例えば、松田ら²⁾、青木ら³⁾、前川ら⁴⁾は市民委員会や懇談会など、集団的状况における合意形成過程を分析しているが、同調圧力の影響は検討されていない。

一方、同調圧力を明示的に考慮した例として、青木ら^{5), 6)}の研究が挙げられる。青木らは肯定的方向に同調圧力が作用する状況を想定して、市民の態度形成を検討している。しかし、実際の合意形成で問題となるのは、利害関係者の多くが事業に対して否定的態度を表明する場合である。このとき、先入観等が存在しなければ、賛否態度の形成を考える上で重要なことは同調圧力の強さであり、方向ではない。従って、否定的方向に同調圧力が作用する場合は、同調圧力の効果を肯定的な場合の逆方向に考えれば良いと言える。ここで言う方向とは、同調圧力が形成を促す態度の方向性を指す。例えば、同調圧力によって「賛同」が促される場合には肯定的方向となり、「反対」が促される場合には、否定的方向となる。2つの相反する心理的圧力が作用する場合には、力学同様、両者の差を考えれば良い(図-1)。従って、本稿で問題としている否定的方向の同調圧力の効果については、青木らが報告している効果を逆方向に考えれば良いことになる。

しかし、わが国では、多くの国民が公共事業に対して否定的印象を抱いている⁷⁾。そのため、否定的方向の同調圧力が否定的印象と相まって、予想以上に強い否定的効果が生じる可能性がある。すなわち、「新聞等で良いニュースはないし、周りの人も反対している。やはり公共事業はけしからん」となり、否定的態度の形成が促進される可能性が高い⁸⁾。

さらに、コミュニティ内の有力者や多数派が事業に対して否定的意向を表明している場合には、それと異なる意見を表明することによって村八分などの不利益が生じる可能性もある。このような場合には、同調圧力と否定的印象に加え、不利益の受忍も予想されるため、事業に対して否定的な態度がもっとも形成されやすくなる。その結果、合意形成は極めて困難になる。

しかし、国家や地域社会の将来のために必要な事業であれば、賛意を強要するのではなく、満足ゆく議論の上で住民の理解を得なければならない。そのためには、このような状況での賛否態度が形成され

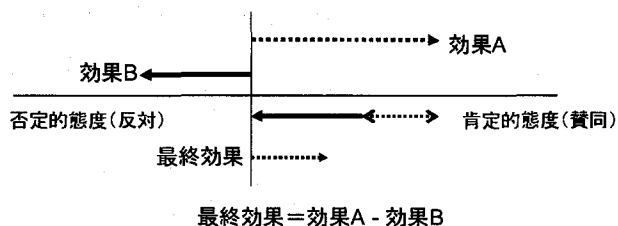


図-1 心理的圧力の効果の模式図

る仕組みを理解する必要がある。それにより、状況を打破する効果的方法が見出せると考える。

そこで、本研究では、否定的方向に同調圧力が作用する状況において、市民の態度形成の仕組みを明らかにすることを目的とする。

2. 仮説

これまで、交渉の際に公正な対応を受けると、交渉相手に対する信頼感や提案に対する受容意向、結果の満足感が向上することが報告されている^{8)~10)}。この効果は「手続き的公正効果」と呼ばれ、社会資本整備においても発現することが報告されている³⁾。

また、同調圧力が生じる場合については、圧力方向の態度形成が促される。そのため、否定的方向に同調圧力が作用する場合には、提案に対して否定的態度が形成されやすくなることが報告されている¹¹⁾。

しかし、公正な手続きと否定的同調圧力が同時に作用する場合には、影響力の大きい方向の態度が形成されると考えられる(図-1参照)。従って、否定的同調圧力が作用する場合には、手続き的公正効果は、否定的な同調圧力の分だけ低下することになる。そのため、同調圧力が存在する場合には、それが作用しない場合に比べ、提案の受容意向は低下すると予測される(仮説1)。なお、本稿では、与えられた提案に対する賛同の程度を受容意向と定義する。

次に、同調圧力が作用する際の態度形成のメカニズムについて考えよう。手続き的公正効果と肯定的方向の同調圧力の効果が併存する場合、同調圧力は手続き的公正感の低下を通じて受容意向に影響を与える⁶⁾。この実験では、他者が賛同していることを示して同調を促す場面が設定されている。従って、そのような手続きが公正さに欠けるものと評価された結果、実験参加者の賛同意向が低下したものと考えられる。

現在、あなたは、会社勤めをしており、結婚して2人の子供がいると仮定します。**10年前**、あなたはこの住みなれた地方都市に永住することを決意し、**3,000万円**で土地つき一戸建ての自宅を購入しました。生活するにも便利な地域で、**あなたはそこでの生活に大変満足していました。**

ところがある夜、テレビのニュースで、あなたは、自分の住んでいる地域に高速道路の建設が計画されていることを知りました。この高速道路は主要な大都市間を結ぶもので、**実現すれば大都市住民の利便性は大変向上することです。**しかし、**あなた自身の生活は高速道路の建設によって今以上に便利になることはないようです。**

(つまり、今回の高速道路建設は社会的には高いメリットがあるものの、それによってあなたの生活が便利になることはほとんど無いものと言えます。)

数日後、今回の計画についての説明会が開かれ、あなたはそれに参加しました。さらに数週間後、詳細な説明を行うため、市役所の担当者があなたの家を訪れ、次のように説明しました。

市役所のサトウと申します。先日は、高速道路建設の説明会にご参加いただきありがとうございました。

本日は、主に用地補償についてご説明させていただきます。

今回の計画では、この建物とお庭の両方が道路の予定線内に入っております。そのため、大変申し訳ありませんが、移転していただかなければなりません。もちろん、適正な価格で土地と建物の補償はさせていただきます。補償額は、法律に定められた評価方式で算出させていただきます。**具体的には、路線価という評価額と通常の売買価格に基づいて算出いたします。その方法は用地補償基準として公表されています。**ご近所にお住まいになっ
ていて、同じように今回移転をお願いしなければならない方々には、この評価方法と評価額をご説明しております。もちろん、この辺りにお住まいの方だけでなく、**日本全国、同じ方法で評価されています。ですから不公平ということはありません。**

この評価方式に従いますと、こちらの**土地と建物の評価額は、両方合わせて1,500万円**になります。

誠に申し訳ありませんが、**10年前に3,000万円でご購入されたとのことですので、この価格になってしまいます。**ご要望があれば、評価額より具体的な算出方法についてご説明させていただきますので、お気軽にお尋ねください。

こちらには小学生のお子様がいいらっしゃるということで、お引越しを遅らせたいという希望があることをうかがっております。そうしたご事情はよく理解できますが、住民の方々それぞれにご事情があり、それらをすべて考慮して事業を進めることは、事実上、大変困難です。誠に申し訳ありませんが、できるだけ速やかなご移転をお願いしたいと思います。

この高速道路建設の計画を**あなたと同じ町内に住む方々は全員反対されています。**しかし、この事業は、社会的にとっても有益なものですので、なにとぞ協力していただきますようお願いいたします。

今日はこれで引き取らせていただきますが、また来週おじゃまさせていただきます。失礼いたしました。

もし、あなたが賛成すれば、今後、周辺町内の人から嫌がらせを受けるなど、なんらかの不利益を被る可能性があります。

図－2 実験シナリオの例（高公正－有圧力群）

一方、交渉相手が他者の賛同を示唆さず、意思決定者が自分で他者の賛同を知覚するように設定された研究では、同調圧力が独立した効果を持つことが示されている⁹⁾。すなわち、同調圧力を受けたグループと受けないグループでは、提案への受容意向に有意差が生じることが認められている⁹⁾。

このように、同調圧力は「伝わり方」によって影響の生じ方が異なる。後述するように、今回は青木ら⁶⁾と同様のシナリオ実験を用いる。しかし、青木ら⁶⁾と本稿では同調圧力の方向が異なる。前者では「みな賛同しているから、賛同して欲しい」という形であるのに対し、本稿では「みな反対しているが

賛同して欲しい」となっている。このとき、同調圧力の方向が異なることによって、その意味が異なる可能性がある。前者ではある種の「脅し」と解釈される可能性があるが、後者ではその可能性は低い。その代わり、後者では同調しないことで生じる不利益に関心が高まる可能性がある。従って、否定的方向の同調圧力が存在し、不利益を被る可能性がある場合には、不利益を中心的に考慮しながら受容意向が定められるものと考えられる（仮説2）。

一方、同調圧力が生じない状況では、理論上、同調圧力の影響は生じえない。そのため、これまで多くの先行研究で報告されてきたように⁹⁾、功利的関心

現在、あなたは、会社勤めをしており、結婚して2人の子供がいると仮定します。**10年前**、あなたはこの住みなれた地方都市に永住することを決意し、**3,000万円**で土地つき一戸建ての自宅を購入しました。生活するにも便利な地域で、**あなたはそこでの生活に大変満足していました。**

ところがある夜、テレビのニュースで、あなたは、自分の住んでいる地域に高速道路の建設が計画されていることを知りました。この高速道路は主要な大都市間を結ぶもので、**実現すれば大都市住民の利便性は大変向上するとのことです。**しかし、**あなた自身の生活は高速道路の建設によって、今以上に便利になることはないようです**（つまり、今回の高速道路建設は社会的には高いメリットがあるものの、それによってあなたの生活が便利になることはほとんど無いものと言えます。）

数日後、今回の計画についての説明会が開かれ、あなたはそれに参加しました。さらに数週間後、詳細な説明を行うため、市役所の担当者があなたの家を訪れ、次のように説明しました。

市役所のサトウです。お宅は、先日、高速道路建設の説明会に参加してますよね。今日は、主に用地補償について話に来ました。

今回の計画では、お宅の建物と庭の両方が道路の予定線内に入っています。そのため、移転してもらわないと困るんですよね。もちろん、土地と建物の補償はしますよ。

役所の評価方式だと、**お宅の土地と建物の評価額は、両方合わせて1,500万円**ですね。悪いけど**10年前に購入**したんだから、こんなものですね。

小学生の子供がいるから、引越しを遅らせたいということですか。みんなそれぞれ事情があるから、それを全部聞いていたら事業が立ち行かなくなってしまう。まあ、無理ですね。

今日はこれで帰りますが、とにかく協力をお願いしますよ。これは役所が決めたことですから。それでは、また来週末です。

図-3 実験シナリオの例（低公正－無圧力群）

と公正関心の2点から受容意向が形成されるものと考えられる（仮説3）。すなわち、同調圧力の有無によって、態度形成の仕組みが異なると推察される。

そこで、本研究ではシナリオ実験を行い、上記仮説の妥当性を検討する。それを通じて、否定的な同調圧力が存在し、かつ、不利益の受忍が予想される場合における市民の賛否態度の形成メカニズムについて検討を行う。

3. 方法

(1) 実験協力者と実験手順

東北工業大学の1～3年生を対象に心理実験への参加者を募ったところ、134名の協力者を得た。しかし、2名は回答に不備があったため、分析には132名の回答を用いた。実験協力者の平均年齢は19.32歳（S.D. 1.02）、男女比は男子109名（85.6%）であった。

実験は1人ずつ行われた。実験協力者には、電話で指定した時間に研究室に来るように事前に依頼し

た。実験協力者の到着後、別室の実験室で本実験に参加してもらった。実験終了後、実験協力者には謝礼として500円の図書券を進呈した。

(2) シナリオ実験

a) 実験の前提とシナリオ内容

シナリオ実験とは、実験協力者に特定の場面が書かれた教示文（シナリオ）を読んでもらった後、質問紙に回答してもらう方法である。本実験では、市役所の事業担当者と住民との間の会話をシナリオとして用いた。その際、「高速道路建設のための用地交渉」の場面を想定した。実験協力者には「10年前に戸建住宅を購入した世帯主」という立場からの回答を求めた。シナリオを読む際には、口頭およびシナリオ上で3回以上黙読するように依頼した。

まず、シナリオでは、社会的利益が高く、自己利益が低い事業を想定した。これは、公共事業の合意形成で問題になるのは、社会的ジレンマの構造が含まれている場合が多いためである。すなわち、事業

表-1 実験協力者の配分

実験条件		人数 (女子)
手続的公正	同調圧力	
高	有	28(6)
高	無	27(6)
低	有	28(6)
低	無	26(7)
合計		134人

の必要性（社会的利益）が高いにも関わらず、住民の利益感が低い場合が多いためである。このような代表的な問題構造を題材とすることで有用性の高い知見が得られると考え、上記状況を設定した。

さて、本実験では、手続的公正と同調圧力の作用に着目しているため、この2つを実験要因とした。

手続的公正は高公正条件と低公正条件の2つを設定した。一般に、公正な手続きとされる要因には、対応の丁寧さ、十分な情報開示、進行の適切さ、発言機会の有無、等があるが⁸⁾、本シナリオでは、「説明口調が丁寧で、多くの情報が開示され、相手の感情に一定の配慮を示した場合」を高公正条件とし、「粗雑な説明口調で、情報開示量が少なく、相手の感情に配慮を示さない場合」を低公正条件とした。

一方、同調圧力についても2つの条件を設定した。同調圧力を作用させるシナリオ（有圧力条件）では、「周辺住民は全員反対しており、賛成すればあなたに不利益が生じるかもしれない」という説明文を教示した。同調圧力が作用しない場合（無圧力条件）では、この教示文は提示されなかった。同調圧力は上記教示文の有無により操作した。

従って、本実験は手続的公正条件（高・低）×同調圧力（有・無）の2×2の要因配置実験として行われた。実験シナリオの例を図-2、図-3に示す。実験条件毎の実験協力者数を表-1に示す。

b) 質問項目

実験の前提条件を確認するため、シナリオ内の高速道路建設の「社会的利益感」と実験協力者の「自己利益感」について尋ねた。

手続的公正については、操作の妥当性を検証するため、「丁寧さ」、「情報開示感」、「進行の適切さ」について尋ねた。同調圧力については、多数派意見に対する同調と交渉相手に対する同調を区別した上で、前者である「多数派同調感」について尋ねた。また、同調しない場合に不利益が生じる「リスク感」についても尋ねた。

最後に、シナリオの高速道路建設に対する受容意向を尋ねた。その際、不利益の受忍や同調圧力を受け、本意ではない態度が表明された可能性もあるため、表明した態度が本意であるかどうかについても尋ねた^{注1)}。質問項目を表-2に示す。

表明態度の本意性に関する質問以外は、「全然そう思わない(1)」から「強くそう思う(6)」までの6件法で回答を求めた。表明態度の本意性については2つの選択肢から1つを選んでもらった。

4. 分析結果

(1) 操作チェック

a) 信頼性係数の確認

本研究では、一変数につき2～3つの質問文で計測した。それらの一貫性を検証するため、信頼性係数(cronbach's α)を算出したところ、一部を除き、概ね良好な結果を得た。値が低かった「社会的利益感」「リスク感」については、別途、相関分析を行った。その結果、前者は $r = .48$ ($p < .01$)、後者は $r = .40$ ($p < .01$)となり、共に有意な相関が認められた。そのため、それぞれ一定の一貫性を持つものとしてそのまま分析を進めることにした。以降の分析では、理論変数毎に各質問項目の平均値を算出し、それを理論変数の値として、分析を進める。

b) 実験操作の妥当性

社会的利益感と自己利益感の評定値をみると、それぞれ3.07と2.31であった。これらの評定値は、「社会的には一定の有益さを認めるが、自分にとっては割が合わない」という認知を示しているものと解釈できる。そのため、予定通り、社会的ジレンマ状況が設定できたものと思われる。

次に、手続的公正さの操作が予定通りに操作されたかどうかを検証するため、丁寧さ、情報開示感、進行の適切さを従属変数とし、手続的公正条件を独立変数として二元配置分散分析を行った。

丁寧さの評価を見ると、高公正条件では、低公正条件に比べ、丁寧さが高く評価されていた ($m = 3.42, 1.79, F(1,132) = 113.07, p < .001$)。このことは、丁寧な対応を行った場合は、粗雑な対応の場合に比べて、有意に丁寧であると評価されたことを意味している。

情報開示感の評価でも同様の結果が得られた。高公正条件では、低公正条件に比べ、情報開示感が高

表－2 質問項目一覧

構成概念	理論変数	質問文	平均値	SD	α 係数
手続的公正	丁寧さ	市役所の担当者は、あなたを大切に扱ってくれた。	2.61	1.19	0.86
		市役所の担当者の説明は礼儀正しいものだった。			
		市役所の担当者の説明は誠実だった。			
	情報開示感	市役所の担当者は、具体的な情報を示して説明しようとしていた。 あなたにとって、市役所の担当者は重要な情報を示して説明していた。 市役所の担当者は、用地補償に関する十分な情報を提供していた。	2.76	1.13	0.87
同調圧力感	多数派同調感	このような交渉の進め方は公正だと思う。 市役所の担当者の説明は公正だと思う。	2.51	1.13	0.77
		この事業に反対だという同じ町内に住む人達の存在は、あなたの判断に影響を与えた。 移転を受け入れるかどうかを考えるにあたり、同じ町内の人達の意見を気にした。	3.63	0.95	0.88
社会的利益感	社会的利益感	この高速道路建設は社会的にメリットがあるものだと思う。 この高速道路建設によって、地域住民の利便性が向上すると思う。 地域住民にとってこの高速道路建設は良いものである。	3.07	1.09	0.62
		あなたにとってこの高速道路建設は有益である。 この高速道路建設によってあなたの生活は便利になる。 あなたにとってこの高速道路建設はメリットがある。	2.31	0.94	0.77
リスク感	リスク感	この高速道路が建設されたら自分に不利益が生じると思った。 この高速道路が建設されたら、自分は損をすると思った。	4.12	1.26	0.56
賛否態度	受容意向	あなたは、高速道路建設に賛成ですか。	2.70	1.03	—
態度矛盾	態度矛盾	「賛成」を表明したが、本心は「反対」だった。 「反対」を表明したが、本心は「賛成」だった。	—	—	—
		本心を表明した。	—	—	—

表－3 条件別にみた受容意向と賛同率

実験変数		表明態度		受容意向	受容率 (a/(a+b))
手続的公正	同調圧力	a:賛成	b:反対		
低	無	7	26	2.64	0.212
	有	6	27	2.76	0.182
高	無	8	26	2.59	0.235
	有	7	25	2.84	0.219
計		28	104	2.70	0.212

く評価されていた ($m = 3.26, 2.27, F(1,132) = 31.61, p < .001$)。また、同調圧力の有無も情報開示感に影響を与えていた。すなわち、有圧力条件では、無圧力条件に比べ、情報開示感が高かった ($m = 2.94, 2.59, F(1,132) = 4.13, p < .05$)。このことは、有圧力条件では、周囲の意見が「反対」だという情報が与えられたため、情報開示感が高まったためと思われる。

進行の適切さの評価も同様であった。高公正条件は、低公正条件に比べ、それが高く評価されていた ($m = 3.01, 2.01, F(1,132) = 34.45, p < .001$)。さらに、この項目でも、有圧力条件では、無圧力条件に比べて高い評価値が示された ($m = 2.69, 2.33, F(1,132) = 4.47, p < .05$)。そのため、周囲の意見を紹介した方が好ましいと判断されるものと考えられる。

同調圧力については、無圧力条件の質問項目にそれに関する質問文を入れられなかったため、操作の効果を直接検討することはできなかった。しかし、表明態度の本意性の回答をみても、有圧力条件

の回答者 65 名のうち、5 名が意に反して反対意向を示していた。無圧力条件では、理屈上、同調圧力が生じ得ない。そのため、同調圧力を受けて態度を変えたということは、一定の同調圧力が作用していたことを意味する。これより、同調圧力の操作も予定通り、機能したと思われる。

以上より、丁寧さ、情報開示感、進行の適切さについて、手続きの操作による有意差が認められ、一定の同調圧力も生じていたと言える。そのため、実験操作は適切に作用していたと言えよう。

(2) 同調圧力の効果

6 件法で評定された受容意向を従属変数にし、同調圧力条件を独立変数として分散分析を行った結果、同調圧力の有無による有意差は認められなかった ($m = 2.80, 2.60, F(1,132) = .08, p = .30$)。このとき、興味深いことに有圧力条件の方が高い受容意向を示した。

次に、受容意向の評定値が 3.5 以上の回答者を受容者、3.5 未満の回答者を非受容者として受容者の割合を算出し、それを受容率とした。その結果、有圧力条件の受容率は 20、無圧力条件の場合は 26 となり、有圧力条件の受容率が低くなった。しかし、 χ^2 検定の結果では有意差は認められなかった ($\chi^2 = .11, p = .74$)。このことは、同調圧力が「受容意向」に与

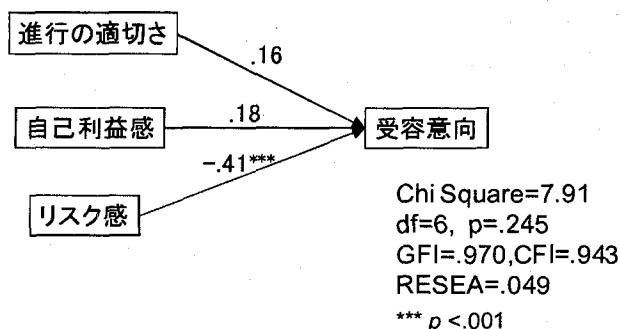


図-4 受容意向形成のメカニズム（有圧力条件）

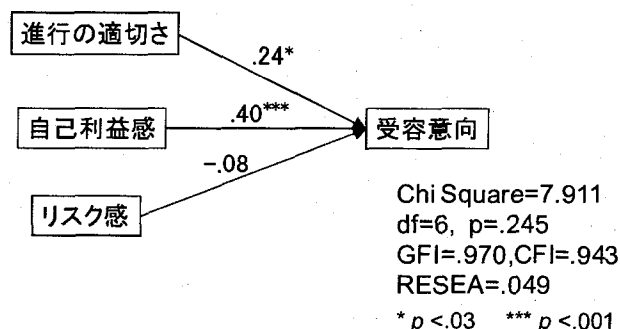


図-5 受容意向形成のメカニズム（無圧力条件）

える影響と「受容率」に与える影響は異なることを示唆している。公共事業の合意形成において、重要なことは後者であることを考えれば、同調圧力は受容意向の形成に一定の影響を持つものの、賛否のバランスを大きく変えるほどのものではない可能性が高いと言える。ただし、青木ら⁹⁾も言及しているように、本心から同調を示す私的受容^{註1)}の場合には、回答者は「意に反して」という意識を持たない。そのため、そのような回答者の同調傾向を把握することは困難となる。本分析でもその影響は分析できていない。そのため、私的受容の可能性があったことについては留意しておくべきだろう。

以上より、本分析では、有圧力条件では、無圧力条件に比べて、受容意向が有意に低下するという結果が得られなかった。そのため、仮説1を支持する十分な結果は得られなかった。なお、条件別の受容意向および受容率を表-3に示す。

(3) 態度形成の仕組み

共分散構造分析の結果を見ると、同調圧力の有無によって賛同態度の形成メカニズムが異なることが分かる（図-4、図-5）。また、多母集団同時分析の中で、全てのパスの同等性を検定したところ（z検定）、表-4に示す結果となった。これより、リスク感の重要性が両者で大きく異なる点であることが分かる。これらを踏まえれば、同調圧力の有無による態度形成のメカニズムは以下のように考えられる。なお、多重共線性については、VIF(Variance Inflation Factor)がいずれも 4.42~5.47 であったことから、多重共線性の可能性は低いと判断した。

まず、有圧力条件では、「進行の適切さ」と「自己利益感」が有意ではないことから、これらが態度

表-4 同調圧力条件間のパスの同等性の検定結果

パス	パス係数		検定統計量	有意判定
	有圧力	無圧力		
進行の適切さ→賛同意向	0.16	0.24	0.63	n.s.
自己利益感→賛同意向	0.18	0.40	1.65	n.s.
リスク感→賛同意向	-0.41	-0.08	2.09	*

n.s.: no significant, * p < .05

形成の重要要因ではないことが分かる。その一方で、「リスク感」は有意であるため、態度形成の重要要因だと言える。これらのことから、否定的方向の同調圧力が生じている場合には、不利益への不安が態度形成の強い要因となっていることが分かる。

一方、無圧力条件では、リスク感は大きな影響力を持たず、自己利益感と進行の適切さの評価に基づいて態度が形成されている。このとき、パス係数の大きさから判断すると、自己利益感が最も重要な変数であることが分かる。これらの変数はそれぞれ公正関心と功利的関心の変数であることから、同調圧力が生じない場合には、この2つの関心に基づいて賛同意向が形成されると言える。従って、有圧力条件ではリスク感が有意な変数となっていることから、仮説2は支持されたと言える。また、無圧力条件では、公正要因である進行の適切さと自己利益感が有意な変数になっていることから、仮説3も支持されたと言える。

5. 分析結果

(1) 同調圧力が態度形成に与える影響

本実験では、同調圧力の有無によって賛否態度の形成メカニズムが異なることが示唆された。また、行政が周囲の人が反対しているという情報を提供することによって、賛否の人数バランスに大きな差が生じないまでも、公正評価が高まることが示唆され

た。その際、周囲の人が賛成か反対かによって公平さの評価の大きさが変わることも示唆された。

これらを踏まえれば、次のように考えられる。周囲が反対している場合には、それを交渉相手に伝えることで手続き的公正の評価が高まり、全体的に受容意向が若干向上する。しかし、同時に不利益回避動機がそれ以上に高まるため、それに基づいて非受容方向の態度が形成されるものと考えられる。

一方、周囲が反対であることを伝えない場合には、否定的態度を促す同調圧力が生じないため、功利的関心と公正関心に基づいて賛否態度が形成されるものと考えられる。

不利益回避動機を自己利益保護の心理と捉えれば、どちらの場合でも、自己利益改善・保護のための功利的動機が態度形成の主要因になっていると思われる。そのため、自己利益が脅かされない場合には、公正関心が高まるが、それが脅かされる場合には、自己利益保護の意識が強く表出すると解釈できる。このような態度形成のメカニズムは、人間の功利的欲求の強さを示唆しており、実際の政策を考える上で大変興味深い。なお、行政担当者が「周囲の人は賛同しています」と言う場合には、公正評価が低下することは留意しておくべきであろう⁶⁾。

(2) 合意形成の進め方

これまでの知見を踏まえれば、住民の多くが否定的意向を示すような事業とそうではない事業では、合意形成の進め方を変えていく必要があると言える。

まず、事業地域で多くの人が反対しているような場合には、村八分などによる自己利益損失が大きな態度形成要因になる可能性がある。そのため、円滑に合意形成を進めるためには、同調しないことで生じる不利益の発生可能性を低下させることが第一だろう。具体的には、同意見の人の存在を知らせ、同意見者間のネットワークの形成を促すことが挙げられる。このような取り組みにより、「本当は賛成だったのに」というような不満を残す議論ではなく、より多くの住民が納得できる議論に発展する可能性が多少なりとも高まるものと思われる。

一方、事業地域に住む人の多くが賛同しているような事業では、周囲の人が賛同であることはさほどアピールせず、公正な手続きに努め、それを通じて

事業の妥当性を理解してもらえるように協議を進めていくことが重要だと考えられる。

ただし、行政が自らの意向を受容させるための手段としてこのような技術を用いることは倫理的に許されない。そのようなことが生じた場合には、どんなに公正な手続きに努めても、それが形式上のものだとして解釈され、否定的態度の形成が促されるという欲求不満効果^{12)~14)}が生じる可能性が高い。その結果、行政の信頼は失墜し、極めて大きな損失を招くことは留意しておかねばならない。

6. 結論

本研究では同調圧力の有無と手続きの公正の程度による態度形成の相違について検討を行った。主な知見を以下にまとめる。

- ・ 周囲の人が事業に否定的であることを交渉相手が行政を通じて知覚した場合には、同調圧力が生じる一方で行政の公正評価は高まる。
- ・ 周囲の人が事業に否定的であり、それに同調しない場合には不利益を被る可能性があることが知覚されると、自己利益保護の観点から態度形成を行う傾向が示唆された。自己利益保護の動機が態度形成に与える効果は、公正評価がそれに与える効果以上であることも示唆された。
- ・ 一方、周囲の人の意見が知覚されず、同調圧力が作用しない場合には、自己利益感と手続きの公正さに基づいて態度が形成されることが改めて確認された。

既存報告では、実験協力者として社会人の代わりに学生を用いた場合でも、態度形成のメカニズムが大きく変化しないことが報告されている¹⁵⁾。そのため、学生を用いた実験とは言え、本知見は一定の信頼性を持つものと考えられる。しかしながら、本研究は社会科学である以上、多面的に、かつ、慎重に知見を検討していく必要がある。今後は実験方法やシナリオ設定の見直しなどを行い、改めて知見の頑健性を検討していく必要があるだろう。

注1 同調によって表明される態度には、表明された態度と内的態度（本心）が異なる「表面的同調」とそれらが一致している「内面的同調」がある。前者の状態は公的受容と呼ばれ、後者は私的受容と呼ばれている¹⁶⁾。本分析では、有圧力条件の中で「事業反対」を表明した方のうちの何割かがそれに該当すると思われる。

【参考文献】

- 1) Asch, S. E.: Opinions and social pressure. Scientific American, 193, pp.31-35, 1951.
- 2) 松田和香・石田東生：都市計画マスタープラン策定過程におけるパブリック・インボルブメント活動および情報提供が市民意識等に与える効果の分析, 都市計画論文集, 35, 871-876, 2000.
- 3) 青木俊明：手続的公正がもたらす諸効果の実証的研究：道路のバリアフリー事業を題材に，建設マネジメント研究論文集，Vol.12, pp.1-8, 2005.
- 4) 前川秀和・高山純一・埴 正浩：道路計画における PI 手法の活用に関する研究、土木計画学研究・論文集，Vol.19, pp.213-220, 2002.
- 5) 青木俊明・星 光平・佐藤 崇：集団状況における協力意向の形成機構－同調圧力と手続き的公正が肯定的に作用する場合－，土木学会論文集 D, Vol.62, No.1, pp.43-53, 2006.
- 6) 青木俊明・星 光平・佐藤 崇：他者情報提示型の同調圧力の作用下における利害関係者の賛否態度の形成，建設マネジメント研究論文集，Vol.11, pp.27-34, 2004.

- 7) 青木俊明・鈴木 温・西野 仁・八田武俊：公共事業の一般的イメージと行政への信頼，建設マネジメント研究論文集，Vol.10, pp.225-232, 2003.
- 8) Lind, E. A. and Tyler, T. R.: The Social Psychology of Procedural Justice, Plenum Press, 1988.
- 9) Tyler, T. R., Boeckmann, R. J., Smith H.J. and Hou, Y.J. : Social Justice in a Diverse Society, Westview Press, 1997.
- 10) 田中堅一郎：社会的公正の心理学，ナカニシヤ出版，1999.
- 11) Cohen, C.E.: Person categories and social perception: Testing some boundaries of the processing effects of prior knowledge, Journal of Personality and Social Psychology, 40, pp.441-452, 1981.
- 12) Cohen, R. L.: Procedural justice and participation, Human Relations, 38, 643-663.
- 13) Folger, R.: Distributive and procedural justice: combined impact of “voice” and improvement on experienced inequity, Journal of Personality and Social Psychology, 35, 108-119, 1977.
- 14) Folger, R., Rosenfield, D., Grove, J., & Corkran, L.: Effect of “voice” and peer opinions on responses to inequity, Journal of Personality and Social Psychology, 37, 2253-2261, 1979.
- 15) 青木俊明・福野光輝・大淵憲一：説明者の印象が生み出すボタンの掛け違い現象，土木計画学研究・講演集 CD-R, 2003.
- 16) Allen, V.L.: Situational factors in conformity, Berkowitz, L. (ed.), Advances in Experimental Social psychology, Vol.2, 1965.

The Mechanism of Public Acceptance under Negative Group Pressure which Brings Potential Disadvantage

By Toshiaki AOKI, Shinya ARATO, and Masanori SHIONO

Sometimes opinion of surrounding others might be strongly related to one's attitude formation in consensus building process of public development. Particularly, since it seems that there are a lot of regions where a strong community still remains, this tendency becomes often in the provinces part. In general, although it is reported that fair process is important in the negotiation, analysis included the influence of others' opinion has not been done enough. Then, this study analyzes mechanism of the attitude formation of the citizens under the case where the information offered by an administrative person arise the group pressure and disadvantage. When having conducted a psychological experiment, that used the scenario for the student of Tohoku Institute of Technology, the following findings were obtained. That is, 1) group pressure can rise and evaluation on fairness of process will improve at the same time, when administrative person informs opinion of surrounding others. 2) When the group pressure acted in the form of the above-mentioned, the person who received pressure got the tendency to form their own attitude mainly based on the self-interest protection. At this time, it was suggested that fairness process was not an important attitude formation factor. 3) It was confirmed again that the attitude was formed based on fairness of process and the self-interest, when the group pressure like the above-mentioned did not act.